

感染対策のための指針

瀬戸内市立瀬戸内市民病院における感染対策を進めるため、本指針を定める。

1. 感染対策に関する基本的な考え方

感染の防止に留意し、感染症発生の際には、その原因を速やかに特定し、制圧、終息を図ることが重要である。そのために標準予防策を基本とした院内感染防止対策を全職員が把握し、病院の理念に則った医療を提供できるように、本指針に基づき感染対策を行う。

2. 感染対策のための組織に関する基本的事項

1) 感染対策委員会

院内感染防止対策活動を担うために組織横断的な感染対策委員会を設置し、毎月1回会議を行う。

委員会では審議事項を審議し、緊急時には臨時委員会を開催する。

医師、看護師、検査科、薬剤科、放射線科、栄養科、リハビリテーション科、地域連携室、事務局その他病院長から指名を受けた各部署からのメンバーにより構成される。

《感染対策委員会審議事項》

- 1) 感染症の予防に関すること
- 2) 感染症発生に伴う拡大防止、疫学調査に関すること
- 3) 感染症等の情報収集と分析
- 4) その他、感染対策のため委員会が必要と認める事項

(2) 感染対策チーム (ICT)

感染対策委員会の下部組織として感染対策の立案、実行、評価を行う。

ICTは病院長が指名する医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師で構成される。

緊急時は臨時会議を開催する。

《ICTの業務》

- 1) 院内感染対策マニュアルの作成
- 2) アウトブレイクの早期発見、原因分析および対策
- 3) 感染対策についての教育・研修の計画
- 4) 抗菌薬使用状況の把握、抗菌薬の適正使用の推進
- 5) 感染対策に関する各種コンサルテーション業務
- 6) 職業感染防止に関すること
- 7) 院内ラウンド(週1回)を実施し、各部署における感染対策の把握、指導

8) 感染対策委員会への報告、提案

3. 院内感染対策のための職員に対する教育・研修についての基本方針

職員の知識、技術の向上を目的とし、全職員を対象に年2回以上感染対策に関する研修会を開催する。

新規採用職員（中途採用も含める）に対しても院内感染対策に関する内容について研修を行う。

必要に応じて各部署、職種毎の研修についても随時開催する。

その他、委託職員、清掃職員等に対しても必要時、院内感染対策に関する研修を行う。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内の菌分離状況ならびに感受性検査状況のサーベイランスを行い、感染対策委員会で報告し周知する。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染の調査を行い、職員への迅速な周知、具体的対応策、予防対策を実施し早期終息に努める。

報告が義務づけられている病気が特定された場合には感染症法に則って保健所に報告を行う。

6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

職員は患者との情報共有に努め、患者およびその家族から本指針の閲覧の求めがあった場合にはこれに応じるものとする。

本指針は各部署に配布、保管され全職員が閲覧できるものとする。

7. その他の院内感染対策の推進のために必要な基本方針

現状に即した改訂を行い、より実践的な内容を含んだものにする為に、マニュアルの定期的な見直し・変更を行う。

職員は自らが感染源とならないよう定期的な健康診断を行い、健康管理に留意する。

保健所や医師会、地域医療機関などと連携し、情報交換や合同カンファレンス・相互評価実施などにより、医療の質の向上に努める。

2021年12月1日改訂

2025年7月1日改訂